

議第1号 行田都市計画生産緑地地区の変更について

行田都市計画生産緑地地区の変更（行田市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中太井第37号生産緑地地区ほか3地区を次のように変更する。

太井第37号生産緑地地区 約0.23ha

星河第9号生産緑地地区 約0.39ha

星河第11号生産緑地地区 約0.10ha

星河第12号生産緑地地区 約0.05ha

[位置及び区域は計画図表示のとおり]

理 由

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除及び公共施設等の設置により、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。